

計 画 期 間
令和3年度～令和12年度

根室市酪農・肉用牛生産近代化計画

令和4年3月

根 室 市

目 次

| | | |
|-----|--|-------|
| I | 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針 | 1～5 |
| 1 | 根室市の酪農・肉用牛生産の役割・機能と展開方向 | |
| 2 | 経営体質の強化に向けた対応方針 | |
| 3 | 地域連携の強化 | |
| 4 | 酪農経営及び肉用牛経営の持続的発展 | |
| 5 | 生産体制の強化に向けた対応方針 | |
| 6 | 需要の創出に向けた対応方針 | |
| II | 生乳の生産数量の目標及び乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標 | 5 |
| 1 | 生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標 | |
| 2 | 肉用牛の飼養頭数の目標 | |
| III | 酪農経営又は肉用牛経営の改善の目標 | 6～7 |
| 1 | 酪農経営方式 | |
| 2 | 肉用牛経営方式 | |
| IV | 乳牛又は肉用牛の飼養規模の拡大のための措置 | 8 |
| 1 | 乳牛 | |
| 2 | 肉用牛 | |
| V | 飼料の自給率の向上に関する事項 | 9 |
| VI | 生乳の生産者の集乳施設の整備その他集乳の合理化のための措置又は肉用牛の共同出荷 その他肉用牛の流通の合理化のための措置 | 9 |
| 1 | 集送乳の合理化 | |
| 2 | 肉用牛の共同出荷その他肉用牛の流通の合理化のための措置 | |
| VII | その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項 | 10～11 |
| 1 | 家族経営体の維持・発展のための取組 | |
| 2 | 新型コロナウイルス感染症等を踏まえた業務継続に向けた取組 | |
| 3 | エゾシカをはじめとする鳥獣被害の減少に向けた取組 | |
| 4 | その他必要な事項 | |

I 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針

1 根室市の酪農・肉用牛生産の役割・機能と展開方向

本市の農業は、昭和30年代に寒冷地農業として恵まれた土地資源を背景に草地型酪農が確立され、その後、酪農近代化計画の樹立、更には新酪農村建設事業等により先進的な大型農業が展開され地域の雇用や経済を支える重要な基幹産業としてその役割を担っています。

このように豊かな土地基盤などを背景に、規模拡大や生産性の向上により、順調に発展してきた酪農・畜産業ですが、一方では、担い手の高齢化や後継者不在等による農家戸数の減少、家族経営や規模拡大を支える営農支援組織の労働力不足等により農業就業人口が減少傾向にあり、遊休農地の発生が懸念されている事態となっています。

さらに、進展する国際化への対応や海外悪性伝染病に対する防疫体制の強化等が喫緊の課題となっているほか、地震や台風をはじめとする自然災害、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化など、農業関係者の不安は極めて大きいものとなっています。

本市の酪農及び肉用牛生産はまさに極めて厳しい環境にあり、今後とも、安全で高品質な加工原料乳及び牛肉の安定供給の役割と責任を果たし、地域の重要な産業として持続的な発展を遂げるため、畜産を飼い、畜産物を供給するという「原点」を再確認し、草地を最大限利用した酪農及び肉用牛生産を推進する必要があります。

そのために、地域の生産基盤の強化と地域ぐるみの収益性の向上を目指す、畜産クラスターの継続的な取組を推進するとともに、生産を構成する「人」「牛」「飼料」の持つ力を最大限に発揮し、加えて、地域営農支援システムの確立や搾乳ロボットに代表される新たな省力化技術の積極的な導入、大規模法人経営体の育成や放牧の推進など、「次なるステージ」の酪農及び肉用牛生産を確立するため、経営が外的要因にも影響されにくい「経営体質の強化」を図るとともに、関係業界が連携し、「生産体制の強化」や「需要の創出」をすすめ、足腰が強く、将来にわたり地域経済・社会の活性化にも貢献できる強固な基幹産業となることを目指します。

2 経営体質の強化に向けた対応方針

(1) 生産基盤の強化

ア 家族経営体の経営力の強化と協業法人の推進

本市における畜産経営体の大宗を占め、地域経済・社会の活性化にも大きな役割を果たす家族経営の維持・発展に向けて、労働負担の軽減を図る省力化機械の導入や地域の実情に即した地域営農支援システムの整備をはじめ、既存の経営資源の円滑な継承・活用などへの支援を推進します。また、地域経済の維持・発展に重要な生乳生産量の維持・拡大に向けて、規模拡大による生産性の向上や雇用の創出が期待される協業法人の設立を支援します。

イ 畜産クラスター事業等の効果的な活用

地域の酪農生産基盤の強化と収益性の向上を図るためには、地域の現状や課題の分析を行う必要があり、生産者をはじめ生産者団体等の関係者が連携し、畜産クラスター事業等を活用した取組を推進します。

ウ 施設整備のコスト低減

畜舎を建築基準法の適用から除外する特別法の国における検討状況などを踏まえ、地域の実情に即した低コストな施設整備等を推進するとともに、道内外における優良な取組事例を普及します。

(2) 収益力の向上

ア ベストパフォーマンスの実現

牛群検定の参加を促進するとともに、従来の検定情報に加え、WEBシステムを通じてケトン体やデノボ脂肪酸などの新たなデータの活用を推進します。

また、飼養管理技術を向上させることで、乳牛の供用期間の延長や受胎率の向上、分娩間隔の短縮、子牛事故率の低下、周産期疾病の抑制など、乳牛の能力を最大限発揮（ベストパフォーマンスの実現）させることにより、生涯生産性の向上を推進します。

乳牛のベストパフォーマンスを実現するためには、家畜の快適な環境で飼養し、衛生面や生産工程にも配慮することが重要なことから、アニマルウェルフェアの考え方をはじめ、GAPや農場HACCPの手法を取り入れた飼養管理技術の普及を推進します。

イ スマート農業技術の活用

作業の省力化を図り労働生産性を高めるため、搾乳ロボットやえさ寄せロボットをはじめとするICTやIoT技術を活用した機械・設備の導入とともに、これらを効果的に使いこなすための推進体制の充実を図り、ハードとソフトの両面からスマート農業技術の効果的な活用を推進します。

ウ 経営管理能力の向上

生産者における生産・経営データの数値的情報の管理や分析、第三者的視点を取り入れるための経営コンサルティングの活用、GAPや農場HACCP手法の活用など、経営管理能力の向上を目指します。

3 地域連携の強化

(1) 労働負担の軽減

ア 営農支援組織の活用

生産者における労働負担や減価償却資産の負担の軽減、規模拡大の実現に向け、営農支援組織の設立を支援します。また、飼料生産・調製や飼養管理、家畜排せつ物の処理等の

作業の一部をコントラクターやTMRセンター、酪農ヘルパーなどの営農支援組織を活用した省力化を推進します。

イ 営農支援組織の機能強化

営農支援組織において少人数でより多くの作業を進めるため、自動操舵機能付きトラクターやドローンによる草地管理、ほ育育成のための哺乳ロボットの活用など、スマート農業を推進するほか、人材確保のための雇用条件等の改善や人材の有効活用に向けた地域内の検討を促進します。

(2) 多様な人材の育成・確保

ア 次世代につながる人材の育成・確保

経営者には、従業員の労務管理や経営資源を有効活用できる高度な経営管理能力が求められているほか、規模拡大を伴う場合には地域に果たす役割が大きくなってきます。このため、生産技術や財務管理はもとより、食品安全や家畜衛生に加え、労働の安全等を確保するためのGAPなどの取組を通じて、経営者の経営管理能力の向上や、地域社会との良好な関係性を保つ重要性の認識を高めることを目指した人材育成を推進します。

イ 経営資源の継承

新規参入者が円滑に就農できるように、初期投資を抑え参入のハードルを下げるため、農場リース事業等を活用した取組を推進していくほか、離農などにより地域から重要な生産基盤である経営資源が失われることがないように、後継者や第三者などへの円滑な事業継承が行われるよう取組を推進します。

4 酪農経営及び肉用牛経営の持続的発展

(1) 飼料基盤のフル活用

ア 自給粗飼料の生産・利用拡大

当市の優位性を活かし、牧草等を作付けする自給飼料生産基盤に立脚した畜産経営を確立するため、コントラクターやTMRセンター等の営農支援組織の活用により、飼料生産基盤をフル活用した良質で低コストな飼料生産・利用の拡大を推進します。

イ 草地の植生改善

粗飼料の作付面積の大部分を占める草地については、裸地や雑草が多いほ場の植生改善に取り組むことが必要であり、起伏修正等の基盤の整備を行う「草地整備」や天候不良の影響を緩和したり、雑草を駆除・抑制するために新たな草種・品種を導入する「草地改良」、植生の状況に応じて牧草の生産量や栄養価を維持増進させるために農家が主体となって行う「草地更新」、労働力の軽減を可能とするスマート農業技術を活用した「草地管理」を促進するとともに、植生の改善に向けた技術支援を推進します。

(2) 畜産環境対策の充実・強化

家畜排せつ物は、畜産農家が自らの責任で適正に処理することが基本であり、1戸あたりの家畜飼養頭数が増加する中、地域の環境に配慮するとともに、自給飼料基盤に立脚した環境負荷の少ない畜産を推進します。

また、バイオガスプラント等の家畜排せつ物のエネルギー等への利活用は、地域における有機質資源の有効活用や売電による経営体質の強化、自家農家での電力利用、適切なふん尿処理が図られることから、地域の実情に即した利用を一層推進します。

(3) 家畜衛生対策の充実・強化

家畜の検査や監視の徹底、家畜伝染病の診断技術の向上等により防疫体制を強化するとともに、伝染病に応じた的確かつ効率的な対策を推進するため、家畜の飼養者はもとより、地域関係者が一体となって行う家畜衛生対策の取組を支援します。

また、海外悪性伝染病の侵入防止に向け、関係機関と連携しながら、外国人入国者や農場に対して家畜伝染病に関する注意喚起や指導をより徹底するとともに、飼養衛生管理基準の遵守を基本とした農場段階での防疫徹底や、関係機関の協力による実践的な防疫演習を実施するなど、発生に備えた防疫対策の強化に努めます。

5 生産体制の強化に向けた対応方針

(1) 生乳の安定的な生産

作業の分業化のため、地域営農支援システムの充実や省力機械の導入などにより、1戸当たりの家畜飼養頭数の増加や飼養管理技術の向上を図ることで、計画的かつ高品質な生乳の安定的な生産を推進します。

(2) 災害等に強い酪農・畜産の確立

災害等に強い酪農・畜産を確立するため、生産現場における営農活動の継続に向けた対策を促進するとともに、需要が確保されるよう関係者における緊密な連携構築を促進します。

6 需要の創出に向けた対応方針

1 食の安全と消費者の信頼確保

(1) 生産資材の適切な利用

安全・安心で高品質な牛乳乳製品に対する需要や生乳の広域流通で求められる品質等に的確に対応していくため関係機関・団体と連携し、引き続き、総合的な観点から乳質改善に努めるとともに、GAPやHACCPの考えに基づき、生産者段階でのポジティブリスト制度に対応した農薬や動物用医薬品等の適正使用の徹底、生産履歴の記帳・保管、乳房炎対策としても重要な搾乳機器の適正使用の取組を推進します。

(2) 消費者への理解醸成

児童や生徒、学生、保護者に当市の酪農及び肉用牛生産についての理解を深めてもらうため、教育機関等との連携のもと、学校給食の場やふれあい牧場、酪農教育ファームでの体験活動、産地交流会など様々な取組を通じ、「食」や「いのち」、「心」に関する教育などを行う食育活動を推進します。

2 牛乳・乳製品のブランド力の向上

農畜産物の商品化やブランド化は、農畜産物が持っている地域価値や経済価値を高め、地域の魅力発信と農業者の所得向上など、農業振興につながることから、根室市農畜産業活性化推進協議会において根室ブランドの確立に向けた取組を推進します。

II 生乳の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標

1 生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標

| 地域名 | 地域の範囲 | 現 在 (平成30年度) | | | | | 目 標 (令和12年度) | | | | |
|-----|-------|--------------|------------|------------|---------------|-------------|--------------|------------|------------|---------------|-------------|
| | | 総頭数 | 成牛頭数 | 経産牛頭数 | 経産牛1頭当たり年間搾乳量 | 生乳生産量 | 総頭数 | 成牛頭数 | 経産牛頭数 | 経産牛1頭当たり年間搾乳量 | 生乳生産量 |
| 根室市 | 根室市一円 | 頭 10,601 | 頭 6,443 | 頭 5,833 | kg 8,427 | t 49,159 | 頭 11,078 | 頭 6,732 | 頭 6,095 | kg 8,469 | t 54,468 |

- (注) 1. 成牛とは24カ月齢以上のものをいう。以下、諸表において同じ。
 2. 生乳生産量は自家消費量を含め総搾乳量とする。
 3. 「目標」欄には計画期間の令和12年度の計画値を、「現在」欄には原則として平成30年度の数値を記入すること。以下表において同じ。

2 肉用牛の飼養頭数の目標

(単位：頭)

| 地域名 | 地域の範囲 | 現 在 (平成30年度) | | | | | | | | 目 標 (令和12年度) | | | | | | | |
|-----|-------|--------------|---------|-----|-----|-----|---------|-----|---|--------------|---------|-----|-----|-----|---------|-----|----|
| | | 肉用牛総頭数 | 肉 専 用 種 | | | | 乳 用 種 等 | | | 肉用牛総頭数 | 肉 専 用 種 | | | | 乳 用 種 等 | | |
| | | | 繁殖雌牛 | 肥育牛 | その他 | 計 | 乳用種 | 交雑種 | 計 | | 繁殖雌牛 | 肥育牛 | その他 | 計 | 乳用種 | 交雑種 | 計 |
| 根室市 | 根室市一円 | 387 | 387 | 0 | 0 | 387 | 0 | 0 | 0 | 450 | 400 | 0 | 0 | 400 | 50 | 0 | 50 |

- (注) 1. 繁殖雌牛とは、繁殖のように供するすべての雌牛であり、子牛及び育成牛を含む。
 2. 肉専用種のその他は、肉専用種総頭数から繁殖雌牛及び肥育牛頭数を減じた頭数で子牛を含む。以下諸表において同じ。
 3. 乳用種等とは、乳用種及び交雑種で、子牛、育成牛を含む。以下、諸表において同じ。

Ⅲ 酪農経営又は肉用牛経営の改善の目標

1 酪農経営方式

単一経営

| 方式名 | 経営概要 | | | | | | 生産性指標 | | | | | | | | | | | | | | 備考 | |
|--------------------|------------|--------------|--------------------|--------------|----------|-----------------------------|------------------------|------------------|-------------------------|-------------------------------|-------------|----------------|------------------------|-------------------|--------------------------|----------------------------------|----|--------------------------------------|--------|--|--------|-------|
| | 経営形態 | 飼養形態 | | | | | 牛 | | 飼料 | | | | | | 人 | | | | | | | |
| | | 経産牛頭数 (頭) | 飼養方式 | 外部化 | 給与方式 | 放牧利用 (放牧地 面積) (ha) | 経産牛1頭 当たり乳量 (kg) | 更新 産次 (産次) | 仔出生 率及 弾収 (kg) | 作付延べ 面積※放 牧利用含む (ha) | 外部化 (種類) | 購入国産 飼料(種類) | 飼料自給率 (国産飼料) (%) | 粗飼料 給与率 (%) | 経営内堆 肥利用割 合 (割) | 生産コスト 生乳1kg当たり費 用合計 (円) | | 労働 経産牛1頭 当たり飼養 労働時間 (hr) | | 経営 粗収入 経費 農務 主たる従事者 1人当たり所 得 (万円) | | |
| I型 繫飼 60頭 | 家族 | 60 | つなぎ | ヘルパー 公牧野 | 分離 給与 | 集約 放牧 | 7,000 | 4.0 | 混藩 主体 | 87 | 個別売結 | — | 79 | 74 | 10 | 68 | 83 | 4,958 (2,000) | 5,102 | 3,122 | 1,981 | 990 |
| II型 繫飼 80頭 | 家族 | 80 | つなぎ | ヘルパー 公牧野 | 分離 給与 | 部分 放牧 | 8,200 | 4.0 | 混藩 主体 | 97 | 個別売結 | — | 62 | 57 | 10 | 64 | 47 | 3,733 (2,000) | 7,760 | 4,698 | 3,062 | 1,531 |
| III型 FS 120頭 | 家族 | 120 | フーズトール シキングバーナー | 育成専用 TMRC | TMR | 舎飼 | 9,000 | 4.0 | フーズ 主体 | 139 | TMRC | — | 58 | 58 | 10 | 92 | 43 | 5,083 (2,000) | 13,125 | 10,974 | 2,151 | 1,075 |
| IV型 FS 150頭 | 家族 | 150 | フーズトール 搾乳ロボット | 育成専用 TMRC | TMR | 舎飼 | 9,500 | 4.0 | フーズ 主体 | 168 | TMRC | — | 58 | 58 | 10 | 81 | 18 | 2,652 (1,800) | 17,088 | 13,185 | 3,904 | 1,952 |
| V型 FS 300頭 | 法人 (個人) | 300 | フーズトール シキングバーナー | 育成専用 TMRC | TMR | 舎飼 | 9,800 | 4.0 | フーズ 主体 | 340 | コントラ | — | 66 | 59 | 10 | 91 | 50 | 14,746 (2,000) | 34,067 | 28,884 | 5,183 | 1,727 |
| VI型 FS 500頭 | 法人 (協業) | 500 | フーズトール 搾乳ロボット | 育成専用 TMRC | TMR | 舎飼 | 12,000 | 4.0 | フーズ 主体 | 567 | TMRC | — | 66 | 59 | 10 | 77 | 49 | 24,465 (2,000) | 67,994 | 49,611 | 18,384 | 4,596 |

- (注) 1. 「方式名」欄には、経営類型の特徴を、「備考」欄には「方式」を適用すべき区域名等を記入すること。
 2. 6次産業化の取組を織り込む場合には、基本方針の第3の票のように、6次産業化部門に係る指標を分けて記入すること。
 3. (注)1, 2については、「2肉用牛経営方式」についても同様とする。

2 肉用牛経営方式

(1) 肉専用種繁殖経営

| 方式名 | 経営概要 | | | | | 生産性指標 | | | | | | | | | | | | | | | | 備考 | | |
|----------------------------|--------|-------------|----------|-----|----------|-----------------------------|------------------|------------------|-----------------------|-----------------------|---------------------|-----------------------------------|-------------|--------------------|----------------------------|-------------------|--------------------------|---------------------------------|----|------------------|-------|-------|-------|-----|
| | 経営形態 | 飼養形態 | | | | 牛 | | | | 飼料 | | | | 人 | | | | | | | | | | |
| | | 飼養頭数 (頭) | 飼養方式 | 外部化 | 給与方式 | 放牧利用 (放牧 地面積) (ha) | 分娩 間隔 (ヶ月) | 初産 月齢 (ヶ月) | 出荷 月齢 (ヶ月) | 出荷時 体重 (kg) | 倍体系及び 単収 (kg) | 作付延 べ面積 ※放牧利 用含む (ha) | 外部化 (種類) | 購入国 産飼料 (種類) | 飼料自 給率(国 産飼料) (%) | 粗飼料 給与率 (%) | 経営内 堆肥利 用割合 (割) | 生産コスト 子牛1頭当たり 費用合計 (円) | 労働 | | 経営 | | | |
| I型 肉専用種 繁殖経営 (専業) | 家族経営専業 | 繁殖 40 | 牛房 群飼 | - | 分離 給与 | 放牧 12 | 12.5 | 24.0 | 去勢 8.0 雌 8.0 | 去勢 253 雌 235 | 混藩 主体 | 29 | コントラ クター | - | 83 | 82 | 10 | 409,584 | 80 | 2,722 (1,500) | 2,350 | 1,040 | 1,310 | 720 |

IV 乳牛又は肉用牛の飼養規模の拡大のための措置

1 乳牛

(1) 地域別乳牛飼養構造

| 地域名 | | ①総農家戸数 (戸) | ②飼養農家戸数 (戸) | ②/① (%) | 乳牛頭数 | | 1戸当たり平均飼養頭数 ③/② (頭) |
|-----|----|---------------|----------------|------------|------------|----------------|---------------------------|
| | | | | | ③総数 (頭) | ④うち成牛頭数 (頭) | |
| 根室市 | 現在 | 101 | 88 (3) | 87.1 | 10,601 | 6,443 | 120 |
| | 目標 | | 88 (3) | | 11,078 | 6,732 | |

(注) 「飼養農家戸数」欄の()には、子畜のみを飼育している農家の戸数を記入する。

(2) 乳牛の飼養規模の拡大のための措置

地域営農支援システムの確立、畜舎整備等による規模拡大、搾乳ロボット導入等による省力化に対する支援を実施し、飼養規模の維持・拡大を図ります。また、牛群検定情報の活用による適切な飼養管理、雌雄判別精液の活用等により、必要な乳牛頭数の確保を図ります。

2 肉用牛

(1) 地域別肉用牛飼養構造

| | 地域名 | | ① 総農家数 (戸) | ② 飼養農家戸数 (戸) | ②/① (%) | 肉用牛飼養頭数(頭) | | | | | | | |
|-----------------|-----|----|------------------|--------------------|------------|------------|------|------|-----|------|----|-----|-----|
| | | | | | | 総数 | 肉専用種 | | | 乳用種等 | | | |
| | | | | | | | 計 | 繁殖雌牛 | 肥育牛 | その他 | 計 | 乳用種 | 交雑種 |
| 肉専用種 繁殖経営 | 根室市 | 現在 | | 15 | | 364 | 364 | 364 | - | - | - | - | - |
| | | 目標 | | 15 | | 400 | 400 | 400 | - | - | - | - | - |
| 乳用種・交雑種 育成経営 | 根室市 | 現在 | | - | | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | | 目標 | | - | | - | - | - | - | - | 50 | - | - |
| 合計 | 根室市 | 現在 | | 15 | | 364 | 364 | 364 | - | - | - | - | - |
| | | 目標 | | 15 | | 450 | 400 | 400 | - | - | - | 50 | - |

(注) ()内には、一貫経営に係る分(肉専用種繁殖経営、乳用種、交雑種育成経営の副房経営について内数を記入すること。

(2) 肉用牛の飼養規模の拡大のための措置

酪農専業地域であり、肉用牛飼養戸数の多くが複合経営であることから、複合経営を含め低コスト牛生産方式を確立し生産の合理化を図ります。

① 肉専用繁殖経営

酪農家に対しては、既存施設の利用と家畜飼養の経験を活かしたスムーズな経営の複合化を推進する。また、既存経営における簡易施設等の工夫による作業の効率化やグルーピング等による牛群の効率的な管理を推進します。

② 乳用種・交雑種育成経営

酪農家による初生牛の適正管理及び導入後の予防と飼養管理の徹底により事故率の低減による安定した経営の確立を図ります。

V 飼料の自給率の向上に関する事項

1 飼料の自給率の向上

| | | 現 在 | 目 標 |
|-------------|-----|----------|---------|
| 飼料自給率 | 乳用牛 | 66% | 72% |
| | 肉用牛 | 70% | 83% |
| 飼料作物の作付延べ面積 | | 7,755 ha | 7,755ha |

2 具体的措置

① 草地の植生改善による良質な自給粗飼料の増産

地域に応じた雑草駆除の徹底と、優良品種を活用した草地整備改良等を実施することにより、植生改善への取組を推進し、牧草の単収を増加させます。

② 放牧地の条件整備

牧草に適した飼料作物の作付を推進するとともに、牧柵等の設置など放牧利用ができるよう環境整備を推進します。

VI 生乳の生産者の集乳施設の整備その他集乳の合理化のための措置又は肉用牛の共同出荷 その他肉用牛の流通の合理化のための措置

1 集送乳の合理化

生乳の安定的かつ計画的な供給体制の確立と流通コストの低減を図り、需給動向に即、対応可能な集送乳体制を整備します。

2 肉用牛の共同出荷その他肉用牛の流通の合理化のための措置

(1) 肉用牛の出荷先

| | 現 在 (平成 30 年度) | | | | | | 目 標 (令和 12 年度) | | | | | |
|------|------------------|--------------------------|-----------------|------------|-----------|------------|------------------|--------------------------|-----------------|------------|-----------|------------|
| | 出荷頭数 ① (頭) | 出 荷 先 | | | | ②/① (%) | 出荷頭数 ① (頭) | 出 荷 先 | | | | ②/① (%) |
| | | 道 内 | | | 道外 (頭) | | | 道 内 | | | 道外 (頭) | |
| | | 食肉処理 加工施設 ② (頭) | 家畜 市場 (頭) | その他 (頭) | | | | 食肉処理 加工施設 ② (頭) | 家畜 市場 (頭) | その他 (頭) | | |
| 肉専用種 | 387 | - | 387 | - | - | - | 400 | - | 400 | - | - | - |
| 乳用種 | 0 | - | 0 | - | - | - | 50 | - | 50 | - | - | - |
| 交雑種 | 0 | - | 0 | - | - | - | 0 | - | 0 | - | - | - |

(注) 食肉処理加工施設とは、食肉の処理加工を行う施設であって、と畜場法(昭和28年法律第114号)第4条第1項の都道府県知事の許可を受けたものをいう。

Ⅶ その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項

1 家族経営体の維持・発展のための取組

酪農及び肉用牛生産は、1経営体における生産額が取り分け大きく、地域経済・社会の活性化への貢献度合いも大きいことから、生産量をより一層維持・発展させるための取組を推進します。

2 新型コロナウイルス感染症等を踏まえた業務継続に向けた取組

酪農・畜産業及びこれらの関連産業は、食料の安定供給に重要な役割を担っていることを踏まえ、新型コロナウイルス感染症等に対する予防対策の徹底はもとより、万が一、感染者が発生した場合においても、優先的に実施する業務の継続が可能となるよう、生産者や生産団体、流通事業者、飼料製造業者等の連携による体制の構築を推進します。

3 エゾシカをはじめとする鳥獣被害の減少に向けた取組

エゾシカについては市内全域に生息しており、牧草及びラップサイレージの食害による農業被害は深刻な状況にあることから、関係機関と連携し、農業被害の減少に向けた取組を推進するとともに、継続的な捕獲と捕獲担い手の育成・確保等、捕獲体制の強化を図ります。

4 その他必要な事項

- (1) 受精卵移植技術等を用いた核移植及び雌雄判別卵移植等の活用を用いて、改良及び増殖の飛躍的な改善を図ります。

また、搾乳ロボット等のハイテク技術を用いた飼養管理支援機器の導入について調査研究を推進します。

- (2) 農家の経営をより健全に育成するため、経営内容を定期的にチェックし、経営分析を実施し、その結果をもとに経営状態、技術水準の低い農家に対して、営農指導の徹底を図ります。

また、法人化により経営管理の合理化及び経営の拡大を図る農家については、積極的に支援します。

- (3) ヘルパー組合及びヘルパー要員の育成・強化を図り、定期的に休日を確保できる体制づくりを進め、ゆとりある経営を推進します。

また、粗飼料生産並びに糞尿処理におけるコントラクターの育成支援を行い、労働負担の軽減を図ります。

- (4) 飼養頭数の増加や集団化に伴い、伝染性疾病が発生した場合には多大な被害を及ぼすことから衛生管理技術の普及・向上、自衛防疫体制の充実強化に努めます。

また、生産段階での安全性確保対策を強化し、消費者が求める安全で高品質な畜産物の安定供給に向けた体制整備を推進します。

- (5) 将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保するため、雇用就農を含めた就農促進に向けた情報提供や相談活動に取り組むほか、就農希望者に対して関係団体による重点的な指導を行うなど、地域の中心的な経営体の育成を図ります。